

# 子育て短期支援事業ってなに？

**A** 保護者が疾病その他の事由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童福祉施設でお預かりします。

- ▼対象となる児童
- 市内に居住する18歳未満の児童で、当該児童の保護者が次の各号のいずれかの事由に該当するものとする。
  - 1、疾病などの健康上の事由
  - 2、育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、または育児不安などの
  - 3、出産・看護・事故・災害・失踪などの家庭養育上の事由
  - 4、冠婚葬祭・転勤・出張・学校などの公的行事への参加などの社会的な事由
  - 5、経済的な問題などにより、緊急または一時的に児童の養育が困難な場合

育などを必要とする場合 ※疾病などにより、治療中の児童は対象になりません。

- ▼利用施設
- ・社会福祉法人 茨城県道心園 (土浦市並木3丁目18番5号)
  - ・社会福祉法人同仁会 つくば同仁会子どもセンター(つくば市高崎802番1)

- ▼利用期間
- 原則1回の利用につき、7日以内
- ▼利用料
- 児童1人につき、1日当たりの金額。(1泊は2日分)

- ◎生活保護世帯 無料
- ◎非課税世帯・父子家庭世帯・母子家庭世帯および養育者世帯
- ・2歳未満の児童は11000円
  - ・2歳以上の児童は10000円

- ◎その他の世帯
- ・2歳未満の児童は5350円
  - ・2歳以上の児童は2750円
- ▼申請に必要なもの
- ・子育て短期支援事業利用申請書(子ども福祉課の窓口)
  - ・非課税世帯は「非課税証明書」の添付

## くらしのQ & A

### 相談の概要

**Q** 市消費生活センターには、どんな相談が寄せられていますか？内容について教えてください。(60代・女性)

**A** 平成23年度の相談概要について、お話ししたいと思います。相談件数は245件で、うち苦情が223件、問い合わせが22件でした。

相談内容別件数の上位は、以下のとおりです。

- 1位 携帯電話・パソコン
  - 2位 新築工事・リフォーム
  - 3位 フリーローン・サラ金
- つくばみらい市の特徴は、50歳代以上からの相談が多く、全体の約60%を占めています。中でも、60歳代からの相談が一番多くなっています。
- 相談内容を主な年代別で見ると、
- ・20～30歳代：携帯電話・パソコンに関する相談
  - ・40歳代：投資用マンションに関する相談
  - ・50歳代：賃貸アパート・融資に関する相談
  - ・60～70歳代：住宅の修理・工事に関する相談
- が多く寄せられました。
- また、震災による影響で、通信販売で注文したミネラルウォーターが届かないなどの相談や、震災復興を悪用した投資商品の相談が寄せられたのも、昨年度の特徴といえます。

**問** 市消費生活センター (谷和原庁舎1階) ☎25・3288

**問** 伊奈庁舎子ども福祉課 ☎58・2111 (内線1160)

### 家庭児童相談

家庭児童相談室では、子ども(18歳未満)の養育に関する悩みごと、子どもにかかわる家庭の人間関係など、児童福祉に関する相談に応じています。

### ひとり親相談

母子家庭・寡婦・父子家庭の方の生活全般の悩みなど、自立に向けた総合的な相談に、母子自立支援員が応じます。また、母子寡婦福祉資金貸付に関する情報提供などにも応じています。

【相談日】  
月曜日から水曜日(開庁日)

【相談日】  
月曜日から金曜日(開庁日)

【相談内容】  
家庭児童相談・ひとり親相談に共通する事項

- 相談内容は秘密厳守されます。
- ▼相談方法
- ◎電話相談
  - ◎面接相談

▼相談場所

伊奈庁舎子ども福祉課・相談室

▼相談電話

☎58・2111 (内線1161)

▼相談時間

午前9時～午後4時30分

※予約できる方は事前に予約してください。

※費用は無料です。